

地域包括診療料のお知らせ

新成病院では「かかりつけ医」としての役割を担う病院として地域包括診療料の届出を九州厚生局におこない、同意を頂いた患者様に対して、以下の診療に取り組んでいます。

- 1) 健康に関する相談や、予防接種に関する相談
- 2) 必要に応じて、疾病や状態に適した医療機関への紹介
- 3) 地域の介護支援専門員および相談支援専門員からの相談対応
- 4) 各種福祉サービスの利用に関する相談対応
- 5) お薬の管理に関する相談
- 6) 患者様の状態に応じたお薬の28日以上長期投与やリフィル処方箋の発行
- 7) 訪問診療や往診など、在宅医療への取り組み
- 8) 地域包括診療料を算定される患者様からリアルタイムでの相談対応